

機材貸出サービス利用規約

株式会社ジュリエット（以下「当社」といいます）は、当社が提供する機材貸出サービス（以下「本サービス」といいます）において、本サービスの利用規約（以下「本規約」といいます）を、以下のとおり定めます。

第1条 適用

本規約は、本サービスをご利用になる方（以下「利用者」といいます）が本サービスをご利用される際の条件を定めたものであり、利用者は本規約に従い本サービスをご利用いただきます。本サービスは、本規約についてご承諾いただいた利用者に対してのみ提供いたします。利用者が本サービスを利用することにより、本規約をご承諾いただいたものとみなします。本サービスについては、本規約のほか、個別の本サービス毎にガイドライン等を定めている場合があります、ガイドライン等は本規約の一部を構成します。本規約に定める内容とガイドライン等に定める内容が異なる場合については、ガイドライン等が優先して適用されません。

第2条 レンタル契約の成立

- 1.利用者は、本規約を承諾の上、当社に本サービスの利用申込みをするものとします。利用者からのお申込み内容を、当社が適当と認めたことを以って、利用者と当社のレンタル契約が成立します。また、利用をお断りした場合、理由を説明する義務を当社は負わないものとします。
- 2.初回貸出の場合には、身分証明書等の提示を求める場合があります。また、場合によっては、保証料を事前に頂戴する場合があります。

第3条 キャンセル

- 1.ご予約確定後の利用者都合によるキャンセルは、レンタルご利用予定日の14日前より下記のキャンセル料金が発生いたします。
 - ・キャンセル日のご利用予定日の15日以前…無料
 - ・キャンセル日のご利用予定日の14日前から7日前…予約した料金（消費税含む）の30%
 - ・キャンセル日のご利用予定日の6日前以降…予約した料金（消費税含む）の100%
- 2.地震、火災、噴火、津波、洪水、その他風水害等の災害、交通期間のトラブル、疫病、停電、戦争、事変、暴動、テロ行為、労働争議、示威運動、その他第三者の行為等の結果、利用者が本レンタル品を利用予定だった公演等が中止になりキャンセルが発生する場合であっても、キャンセル料金の変更はありません。

第4条 レンタル品配送先

レンタル品配送先は、お申し込みいただいた利用者が使用される公演場所に限定していただき、それ以外では、当社が確認のとれる場所に限りませす。また、その判断は当社で決められるものとします。

第5条 レンタル期間

- 1.お申込み時に指定された利用開始日から起算し、お申込み時に指定された利用終了日までがレンタル期間となります。
- 2.宅配業者から配送する場合、不在等、利用者の都合でレンタル品をお受取になれなかった場合であってもレンタル期間の変更はありません。利用者のご都合で宅配業者の再配送期間内にお受取りいただけない場合、レンタル品は当社に返送されます。この場合、本サービスの契約が終了したものとみなします。

第6条 配送

- 1.レンタル品は、クロネコヤマトの宅急便での受け渡しとなります。また、その配送料金はすべて利用者負担とさせていただきます。発送元は神奈川県川崎市となります。
- 2.返却時の送料は利用者負担となります。レンタル品が全て揃っているのをご確認の上、お届け時の容器に収納してご返送ください。

第7条 レンタル品の返却時に備品を忘れた場合

レンタル返却時に、レンタル品の一部を1点忘れた場合、そのレンタル品の一部が返却されるまで「延長料金」の30%をお受けいたします。また、その一部のレンタル品が2点以上だった場合は、50%をお受けいたします。なお、1週間経っても返却されない場合は、1週間分の延長料金の30%又は50%とそのレンタル品の弁償金（当社購入価格と同額）をお受けいたします。

第8条 動作保証

- 1.レンタル初日に必ず、動作の確認を行って下さい。その際、動作が正常でない時は至急同等クラスの代替品をお送りいたします。
- 2.動作の不良等でいかなる損害が生じても一切の責任につきましては負いかねます。

第9条 利用者の報告義務

以下のものについては必ず利用者から当社に報告してください。返却予定日までに報告されなかった場合は弁償金（当社購入価格と同額）、延長料金とは別に下記の違約金をお支払いただきます。

- ・レンタル器材返却遅延の連絡（違約金：返却予定日翌日からの延長料金と同額）
- ・レンタル器材の破損（違約金：修理代、事務手続き手数料）

- ・盗難・紛失の連絡（違約金：返却予定日翌日からご連絡いただくまでの延長料金と同額）
- ・第三者が、差し押さえ、仮差し押え、又は権利主張をする恐れがある場合（違約金：返却予定日翌日からご連絡いただくまでの延長料金と同額）

第 10 条 延長料金

1. レンタル期間が延長された場合には延長料金を申し受けます。当初レンタル期間に延長日数分を加算した日数をレンタル期間とし、その期間に対するレンタル料金から、当初レンタル料金を差し引いた金額を延長料金とします。
2. 利用者が延長を希望する場合は、契約期間終了の前日までに当社に連絡をおこなうものとします。その場合、他利用者からの予約状況等を鑑み、当社はその申し出をお断りする場合があります。
3. 事由を問わず利用者から契約期間内にご連絡がなく、延長された場合、延長料金と違約金（契約期間終了日翌日からの延長料金と同額）を請求します。
4. 契約期間終了から 3 日間以上ご連絡ない場合、またこの契約に違反された場合は、特段の通知、催告なしでこの契約を解除することができるものとします。この場合利用者はただちにレンタル品を返還しなければなりません。契約が解除された場合であっても延長料金と違約金（契約期間終了日翌日からの延長料金と同額）をいただきます。返還の見込みがないと当社が判断した場合は、延長料金、違約金とは別に弁償金（当社購入価格と同額）をお受けいたします。
5. 契約の解除から 1 週間のうちに返却が確認できない場合、または返却後 1 週間のうちに全ての料金をお支払いいただけない場合は、債権回収業者または弁護士にレンタル品の回収、及び債権の回収を依頼することがあります。その場合、その費用は全て延滞されている利用者の負担とします。
6. クレジットカード決済の利用者の場合には、延長、延滞、回収にかかる費用はご注文時のクレジットカード情報にて決済させていただくことがあります。

第 11 条 注意

レンタル品は、使用目的に合った使い方をしていただき、利用保管については十分な注意をお願い致します。

第 12 条 禁止

1. 利用者は、レンタル品を第三者に使用させたり、譲渡、質入れ、転貸、占有、移転等の処分をしてはいけません。またレンタル品を改造、改装をしてはいけません。
2. 野外での利用をしてはいけません。

第 13 条 万一の破損について

1.お客様事由による故障、また、レンタル品に悪影響を及ぼす環境下でご使用されたと当社が判断した場合の機材破損時は、修理代実費を請求させていただきます。

2.事由を問わず、万一の破損の場合、必ず当該レンタル品を当社に返却していただきます。返却いただけない場合は弁償金（当社購入価格と同額）を申し受けます。

第 14 条 保証及び責任

利用者及び第三者に対し、当社が提供するサービスまたは情報について、その安全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行わないものとします。また、当社は利用者が本サービスの利用により被った損害や第三者に対して損害を与えた場合も、利用者は自己の責任と費用負担において解決処理するものとします。

第 15 条 その他利用者の承諾事項

利用者がレンタル品を使用されるについて利用者の使用上の不注意によって生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。当社は利用者に生じた使用目的を達しない等の損害、利用者の使用上の不注意による損害について、一切の責任を負いません。

第 16 条 裁判の管轄

本サービス、本規約及びガイドライン等に関して、当社と利用者間に生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2020 年 11 月 7 日